

平成29年度から保険料の軽減措置が変更になりました

Q 軽減措置はどのように変わるのですか？

A 後期高齢者医療制度では、平成28年度まで、所得の少ない方は、世帯の所得に応じて均等割額の7割（特例で9割または8.5割）、5割、2割が軽減され、所得割額についても 特例で一定の所得以下の方は5割が軽減されてきました。

また、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、資格取得後2年間は均等割額の5割（特例で期限を定めず9割）が軽減されてきました。

軽減特例措置（上記下線部分 ~ ）は後期高齢者医療制度発足時の激変緩和措置として講じられてきましたが、このうち と について、平成29年度から段階的に縮小・廃止されることとなりました。

Q 所得割額の軽減はどのように変わるのですか？

A 「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方に対する所得割額の軽減措置が段階的に縮小・廃止されます（賦課のもととなる所得金額の計算方法は、裏面をご覧ください）。

平成28年度	平成29年度	平成30年度
5割軽減	2割軽減	軽減なし

例 単身世帯で年金収入211万円（賦課のもととなる所得金額58万円）のみの方の場合

平成29年度	平成30年度
年間保険料 72,340円 （均等割額 33,650円 所得割額 38,690円 （所得割9,680円軽減））	年間保険料 78,940円 （6,600円増） （均等割額 33,360円 所得割額 45,580円 （所得割軽減なし））

平成29年度から一定の所得以下の方の所得割額や被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減措置の一部が変更になりました。この見直しは被保険者が増え、医療費が増加するなかで、後期高齢者医療制度の持続性を高めるために行われたものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

Q 被用者保険の被扶養者であった方の軽減はどのように変わるのですか？

A 後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減措置が段階的に縮小されます。なお、所得割額は引き続きかかりません。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	加入後、2年を経過する月までは5割軽減（その後は軽減なし）

例 被用者保険の被扶養者であった方で年金収入80万円のみの方の妻（世帯主である夫も被保険者で年金収入300万円）の場合

平成29年度	平成30年度
年間保険料 12,620円 （均等割額 12,620円 （29,450円軽減））	年間保険料 20,850円 （8,230円増） （均等割額 20,850円 （20,850円軽減））

被用者保険の被扶養者であった方が、所得の少ない方に対する均等割額の軽減にも該当する場合、軽減される割合の高い方が適用されます（上記の例の方が単身世帯の場合、所得の少ない方の均等割額の9割軽減に該当するため、平成30年度の均等割額は4,170円になります）。また、所得割額は引き続きかかりません。

保険料を納めていないと……

保険料を納めていただいていない被保険者には、通常の保険証に代わり有効期間の短い（4か月）保険証を交付することがあります。

さらに保険料の滞納が続く場合には、資格証明書を交付することもあります。

資格証明書を使用しての受診は、診療にかかる医療費をいったん、全額自己負担していただくことになります。

このほか滞納処分（財産の差押等）を行うことがあります。

※後期高齢者医療保険料の納付義務者は被保険者のほか、世帯主や被保険者の配偶者（連帯納付義務者）も含まれます。滞納が続くと被保険者だけでなく連帯納付義務者に対して滞納処分を行うことがあります。

保険料納付のご相談について

火災や自然災害等の被災や事業の休廃止、長期入院等による被保険者または生計維持者の収入の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められる方は、申請により保険料が減免となる場合があります。

くわしくは、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当へご相談ください。

よくある質問

Q 年度途中で引越した場合、保険料はどのようになりますか？

A 《同じ市町村内で引越した場合》
年間の保険料額及び納付方法は変わりません。《埼玉県内の別の市町村に引越した場合》
年間の保険料額は変わりませんが、引越した前月分までの保険料は引越前の市町村での納付、それ以降は引越後の市町村での納付となります。また、引越後の市町村での納付方法は当分の間、納付書等による納付（普通徴収）となります。

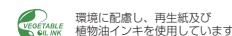
《埼玉県外に引越した場合》
引越した前月分までが埼玉県での保険料となり、引越した月以降の保険料は引越後の都道府県にて新たに計算されます。また、納付方法は当分の間、納付書等による納付（普通徴収）となります。

Q 所得の申告をしませんでしたが、保険料に影響はありますか？

A 平成30年度の保険料は、被保険者の平成29年中の所得に基づいて算出します。また、均等割額の軽減は、世帯内の被保険者及び世帯主の合計所得に基づいて判定します。
被保険者及び世帯主の所得の申告をされていない場合は、正しく保険料を算出することができません。平成30年1月1日時点のお住まいの市町村へ所得の申告をしていただきますようお願いいたします。所得の申告の結果、保険料の軽減が適用され、保険料を納めすぎていることが判明した場合はお返し（還付）します。

お問い合わせは、
お住まいの市町村の後期高齢者医療担当
または下記までお尋ねください。
埼玉県後期高齢者医療広域連合
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
埼玉県浦和合同庁舎4階
048-833-3120

※制度の見直しにより、今後内容が変更される場合があります。



平成30年度

後期高齢者医療制度

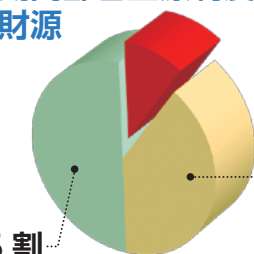
保険料のしおり

埼玉県後期高齢者医療広域連合

保険料は大切な財源です

後期高齢者医療にかかる費用（医療機関等で支払う患者負担分を除く）には、約5割の公費（国、県、市町村）が充てられています。また、約4割は現役世代からの支援金でまかなわれ、残りの約1割を保険料として被保険者の皆様に納めていただきます。

後期高齢者医療制度の財源



約1割
皆様に納めて
いただく保険料

約4割
現役世代からの
支援金

約5割
公費（国：県：市町村 = 4：1：1）

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が等しく負担いただく「均等割額」と被保険者の平成29年中の所得に応じて負担いただく「所得割額」の合計額をもとに、平成30年4月から翌年3月までの12か月分（加入月数に応じて減額されます）が、被保険者一人ひとりに賦課されます。

保険料（※1年額）
【上限 62万円】

均等割額
41,700円

所得割額
※2 賦課のもととなる所得金額 × 所得割率 7.86%

平成30・31年度の
保険料率

均等割額

41,700円

所得割率

7.86%

※1 平成30年度の保険料（年間）の賦課限度額は62万円です。

※2 「賦課のもととなる所得金額」とは…

平成29年中の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額（33万円）を控除した額のことです（株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります）。

例 年金収入（280万円）のみの方の場合

雑所得【年金収入（280万円）－公的年金控除額（120万円）※】－基礎控除額（33万円）＝賦課のもととなる所得金額（127万円）

※平成30年1月1日時点で65歳未満の方については、年金の控除額は異なります。

保険料が軽減される場合があります

① 均等割額の軽減

所得の少ない方は、保険料の均等割額が世帯の所得の合計額にあわせて次のとおり軽減されます。

均等割額軽減割合	【同一世帯内の被保険者及び世帯主の平成29年中の総所得金額等の合計額】	軽減後の均等割額
8.5割	【基礎控除額（33万円）】以下	6,250円/年
9割	8.5割軽減の対象となる世帯のうち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（他の各種所得なし）	4,170円/年
5割	【基礎控除額（33万円）+ 27.5万円 × 世帯の被保険者数】以下	20,850円/年
2割	【基礎控除額（33万円）+ 50万円 × 世帯の被保険者数】以下	33,360円/年

※「総所得金額等」とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額のことです（株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります）。なお、均等割額の軽減の判定には専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。

※均等割額5割・2割軽減の基準が平成29年度に比べ拡充されました。

※均等割額の軽減判定で使用する所得金額は基礎控除前のもので、所得割額算定にかかる「賦課のもととなる所得金額」とは異なります。

※平成30年1月1日時点で65歳以上の方の公的年金所得については、公的年金収入額から公的年金控除額を差引き、さらに15万円（高齢者特別控除）を差引いた額を軽減判定の所得とします。

所得の申告がお済みで次の要件に該当する方は、保険料の軽減が受けられます。

② 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方の保険料額は、所得割額がかからず、均等割額が5割軽減されます。

被用者保険とは…

- 協会けんぽ（旧「政府管掌健康保険」）○健康保険組合
 - 共済組合 ○船員保険 のことです。
- 市町村国民健康保険・国民健康保険組合は対象外です。

所得割額の軽減は平成30年度以降廃止されました（軽減内容の変更につきましては裏面をご覧ください）。

保険料の納め方

保険料の納付方法は、年金からの引落しにより納めていただく「特別徴収」と、口座振替または納付書により納めていただく「普通徴収」です。原則は「特別徴収」となりますが、ご加入後の一定期間や年金の受給状況などによっては「普通徴収」となります。なお、「特別徴収」は、お申し出により口座振替に変更することもできます。納付方法は、保険料の決定通知に記載されていますので、ご確認ください。

●年金からの引落しによる納付（特別徴収）

対象となる方

- 年金の受給額が年18万円以上の方で、市町村が徴収する予定の1回(期)当たりの後期高齢者医療保険料額と介護保険料額との合計が、1回に受け取る年金額に対してその受給額の2分の1を超えない方(複数の年金を受給している場合は、年額18万円以上の年金のうち、優先順位の高い1つの年金が特別徴収の対象となります)。

納め方

- 年6回の年金の受給時に、年金の受給額から保険料が差し引かれ、被保険者に代わり年金保険者が市町村へ納入します。

仮徴収

4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)
------------	------------	------------

平成29年中の所得が確定していないため、仮算定した保険料額（または2月の特別徴収額）となります。

本徴収

10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
-------------	-------------	------------

平成29年中の所得により算定した年間保険料額から仮徴収分を引いた額を3回に分けて差し引きます。

●口座振替または納付書による納付（普通徴収）

対象となる方

- 特別徴収対象年金の受給額が年18万円未満の方
- 介護保険料が特別徴収されていない方
- 後期高齢者医療保険料額と介護保険料額の合計が特別徴収対象年金の受給額の2分の1を超える方
既に特別徴収されている方も、上記判定により年度の途中から特別徴収が中止となり、普通徴収となる場合があります。
- 年度途中で被保険者資格を取得した方
- 年度途中で引越した方（同一市町村内での転居は除く）
- 保険料額の減額により、特別徴収が中止となる方
- 特別徴収の方で、保険料額が途中で増額される方（増額分のみ）

納め方

- 市町村から送付される納付書等により、納期限内に市町村が指定する金融機関等で納めていただきます。

口座振替をおすすめします

普通徴収の方には、保険料の納め忘れがない口座振替をおすすめします。

口座振替の手続きについては、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当にご確認ください。

保険料の納め方を特別徴収から普通徴収（口座振替）に変更することもできます（市町村窓口での申請が必要です）。

特別徴収から口座振替に変更した方で、残高不足等により引落しができず、保険料が納め忘れとなってしまった場合は、特別徴収に変更することがありますので、口座振替日・残高にご注意ください。口座振替日については、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当へお問い合わせください。